

観光健発第9号  
令和5年2月15日

事業主 殿  
健保事務担当者 殿

観光産業健康保険組合  
理事長 志村 格  
(公印省略)

## 組合規約の変更等について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当健康保険組合の事業運営に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第107・108回組合会において、法改正に伴う組合規約の一部変更が承認されました。

つきましては、下記のとおり変更内容について通知しますので、被保険者の皆様方にご周知方よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 変更内容

##### (1) 出産育児一時金及び家族出産育児一時金の額の改正

子育て支援の一環として、現行の一児につき4.2万円\*の給付額が、令和5年4月1日出産分より5.0万円\*に引き上げられます。 <健康保険法施行令改正>

※ 産科医療補償制度掛金の加算分を含む。

##### (2) 出産育児一時金付加金及び家族出産育児一時金付加金の額の変更

出産育児一時金が大幅に引き上げられ平均出産費用を上回ることとなるため、当組合の財政状況を鑑み、付加金を令和5年4月1日出産分より、現行の一児につき10万円から7万円に引き下げます。 <第108回組合会承認済、厚労省認可申請中>

##### (3) 任意継続被保険者に係る標準報酬月額の見直し方法の変更

現行の任意継続被保険者の標準報酬月額は、①被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額、②当健康保険組合の全被保険者の前年度9月の標準報酬月額を平均した額に基づいた標準報酬月額（令和3年9月の平均標準報酬月額は340千円）のうち、いずれか少ない額としておりますが、令和5年4月1日以降に被保険者資格を喪失し任意継続被保険者となる方は、「被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額」となります（在職時と同じ、平均標準報酬月額の上限なし）。 <第107回組合会承認済、厚労省認可済>

## 2. 経過措置

### 1. (3) の経過措置

令和5年4月1日前に被保険者の資格を喪失した任意継続被保険者の標準報酬月額  
は、令和5年4月1日以降も現行の算定方法により決定した標準報酬月額を適用しま  
す。

なお、令和5年4月1日以降の前年度9月の平均標準報酬月額は360千円となり  
ます。

以上